

神戸市立井吹の丘小学校保護者会 会計規約

第1条（目的）神戸市立井吹の丘小学校保護者会（以下「本会」という。）会則に基づき、会費の運用等について、ここに定める。本会の会計事務は、この規約により処理する。

第2条（会計年度）本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3条（会計任務）本会の会計においては、必要な帳簿を作成、整理し、適切かつ円滑な事務を行う。

- 1項 予算は年度初めに、会計担当で予算編成し、定例会において承認された予算案に基づいて執行する。承認後は、全会員にこれを通知する。
- 2項 決算は会計監査後の定例会において承認を受けなければならない。承認後は、全会員にこれを通知する。
- 3項 会計担当者は、会計を明らかにするため、次の帳簿を保管しなければならない。
 - 1 金銭出納帳
 - 2 費目別出納帳
 - 3 支出決議書
- 4項 会計諸帳簿は会員の要求があった場合には、いつでも公開しなければならない。
- 5項 引継ぎは、新旧の会計担当者間で行い、通帳・印鑑・帳簿・金庫などが間違いなく引き継がれたことを確認する。通帳の名義は、旧担当者から新担当者1名に変更しなければならない。

第4条（会費の納入）会員は、所定の会費を納入しなければならない。

- 1項 本会会費の額は、前年度の定例会において決定し、会員に通知する。
- 2項 本会会員が、年度途中で退会した場合は、原則、既納の会費は返還しない。

第5条（会費等の保管）会費は、会計担当者がゆうちょ銀行普通預金口座に保管し、管理する。

第6条（収支）収入は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。支出は、予算書に基づいて行い、本会活動に従い公正に行われなければならない。

- 1項 本会の資産は、会則第三章第4条の活動の目的に使用する。
- 2項 各部の活動費の請求方法は、領収書またはレシートを会計担当者に提出し、受け取る際に捺印を必要とする。仮払いは認めない。
- 3項 例年にない支出に関しては、予算内であっても運営部の承認を得なければならない。

4 項 交通費は、原則として公共交通機関を利用し、領収書を提出する。領収書がない場合は活動場所が明記されたパンフレット等に交通費内訳、請求者氏名を記入し、会計担当者に提出する。

第 7 条（慶弔）慶弔に関する事項は、別に定める慶弔に関する内規に従う。

第 8 条（会計監査）会計監査を行い、その結果を報告しなければならない。

1 項 会計監査員は、年度内 2 回以上の監査を行うものとする。監査の結果は定例会に報告しなければならない。

2 項 会計監査員は、運営部以外のいずれかの部より、2 名選出する。

第 9 条（改正）この規約は、保護者委員会の議決により改正することができる。

附則

この規約は、令和 3 年 1 月 21 日より施行する。